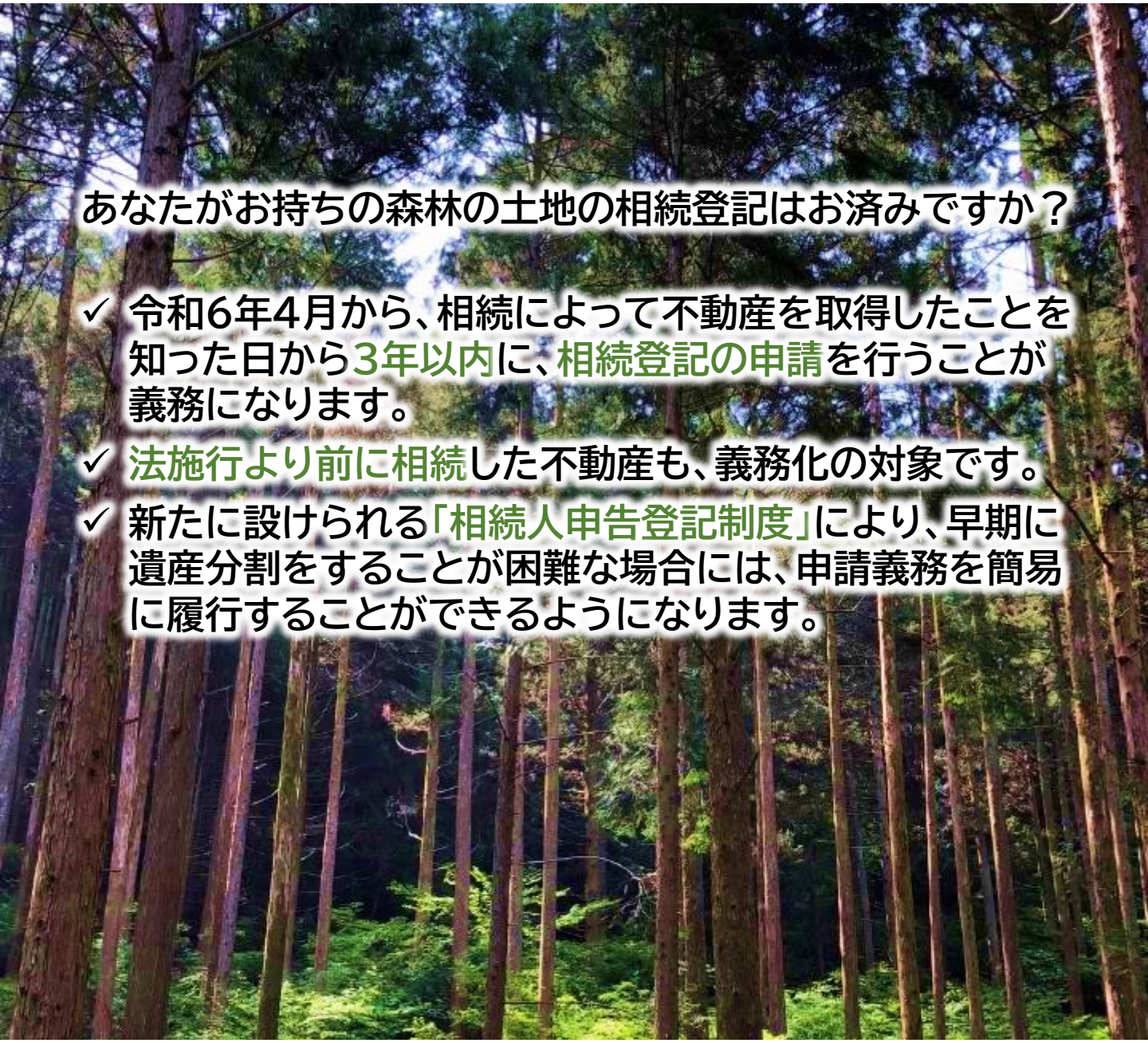
森林所有者の皆様へ

# 令和6年4月から
# 相続登記の申請が義務化されます



あなたがお持ちの森林の土地の相続登記はお済みですか？

- ✓ 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から**3年以内**に、**相続登記の申請**を行うことが義務になります。
- ✓ **法施行より前に相続**した不動産も、義務化の対象です。
- ✓ 新たに設けられる**「相続人申告登記制度」**により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

## お問い合わせ先

➢ 制度や手続きの詳細については、法務省Webサイトをご覧ください。

相続登記の義務化の詳細について（法務省Webサイト）▶

林野庁